

申第3号「JR東海有価証券報告書に関する申し入れ」に対して会社は組合と団体交渉をせずに窓口で回答!

会社は4月1日付で、JR東海有価証券報告書を発表しました。その中で労働組合の状況の中で、セントラル労働組合の組織数を18名と公表しました。セントラル労働組合は会社と未だ労働協約を締結していません。従って、24協定（組合費給与引き去り）は適用されていません。会社はこの間、労働組合に「24協定のチェックオフリストで所属組合を確定している」と主張していました。

そこで、本部は申第3号として、24協定（組合費給与引き去り）が適用されていない労働組合の組織数が判明したのかを明らかにするために、申し入れを行いました。この申し入れに対し、早急な団体交渉の開催を求めてましたが、会社は頑なに団体交渉事項でないことを理由として、組合と団体交渉を開催せず、8月19日に2025年度協約第1回団体交渉終了後、窓口での回答をしました。今回の窓口回答は団体交渉終了後もあり、杉沢団交委員参加のもと、変則的な窓口回答となりました。

会社回答と議論内容は以下の通りです。

《本部からの申第3号と会社回答》

1. JRセントラル労働組合の組合数18名と判明した方法を明らかにすること。

【回答】

会社は、いわゆるチェックオフリスト等の組合側から提供された情報に基づき、各労働組合の社員たる組合員数を、必要な範囲内で適切に把握している。

他の労働組合から会社に提供された情報等の具体的内容について、貴組合に回答する考えはない。

2. JRセントラル労働組合の組合数18名の不確実の状態、公文書であるJR東海有価証券報告書を発表した事実に対する見解を明らかにすること。

【回答】

会社は、いわゆるチェックオフリスト等の組合側から提供された情報に基づき、各労働組合の社員たる組合員数を、必要な範囲内で適切に把握している。

有価証券報告書への記載内容については、会社として適切に判断したものである。

《変則窓口回答に関するやりとり》

組合：申第3号の窓口回答ということであるが、協約第1回団交後なので、杉澤委員もいるので、このまま開催せよ。

組合：立ち会うだけなので大丈夫である。何ら問題はない。

会社：(会社側から回答用紙を配布) 労働協約第27・29・39条で経営協議会・業務委員会・団体交渉開催の付議事項が列記されているが、申しれ内容を検討した結果、上記の3つの付議事項に当てはまらないので、窓口回答として行う。

《申第3号に関するやりとり》

会社が判断したので問題ない!?

会社：回答としては会社がチェックオフリスト等の組合側から提供された情報にも続いて、労働組合の社員たる組合員数を適切に把握している。他の労働組合からの話なので、具体的内容については回答を控える。2の回答としては会社が判断したものである。具体的内容としては元所属の組合から24を止めてほしいとの本人からの申告があった。

組合：この出発点はセントラル労働組合からの組合員数の申告が出発であり、18名という数字が出てきた。

会社：18名というよりは、24の控除を停止してほしいとの申し入れの人数が18名だったということである。本人からの申し出もあって確認したことである。

組合：セントラル労働組合からの申告組合員数がスタートである。

会社：組合員数の申告だけではなく、会社として本人達からの24控除停止申請に基づいて判断したことである。セントラル労働組合からの組合員数申告と本人達からの24停止申請を付き合わせて、会社として確認した。

組合：セントラル労働組合からスタートである組合員数申告はいつなのか。前回の幹事間では12月頃と聞いている。

会社：12月上旬にあり、それ以降本人からの24停止申請の確認を行った。

組合：出発はセントラル労働組合からの組合員数申請である。

組合：本人達からのJR東海労24停止申請の時点では、セントラル労働組合の組合員であるか分かっていない。24停止申請だけではセントラル労働

組合所属は分かっていない。

会社：確かにセントラル労働組合の組合員は分からないが、セントラル労働組合から属人名も含めて、セントラル労働組合組合員であることが知らされている。会社として付き合いながら確認したことが事実である。

組合：だからまずセントラル労働組合から属人名を含めた申告があり、そして本人達から24停止申請により付き合いわせて会社として確認し、18名という数字を出したとか。

会社：会社の方法としてそのように確認し、判断したことである。

組合：本人達から現場の総務だと思いが、24停止申請されて、その数が18だったということか。

会社：そうである。

組合：有価証券報告書は4月1日付けで発表している。それでセントラル労働組合は18名なんだと発表している。

会社：そうである。12月段階では19名であり、有価証券報告書の発表時には18名であった。

組合：24控除も含めて、労働協約を締結しているならば、18や19と言う数字はわかるが、しかし、労働協約未締結の状態で会社の有価証券報告書に記載するのは問題であるし、労働協約を締結して初めて記載するものだと考えている。

会社：会社として確認ができたので記載する判断をした。労働協約締結されて記載すべきと言われたが、会社として組織の存在があり、存在を確認する手段があったので、報告書に記載する判断をした。

組合：あくまでも有価証券報告書に記載したのは会社の判断であるとの主張か。

会社：そうである。会社として決めたことだ。

組合：出発点は労働組合からの組合員数の申告から始まったと認識している。JR東海労としては24控除に関わらない組合員は多くいる。今回の事象を捕まえて組合からの組合員数の申告でいいと判断する。

会社：会社が確認できることが、前提をなすことである。ただ単に組合からの組合員数の申告だけで、会社として把握したとはならない。

組合：JR東海労は24に関わる関わらないでなく、組合員数何名と申告する。

会社：そうではなく、何名を裏付けるデータの確認は必要である。セントラル労働組合から申告があっただけではない。

組合：24控除を前提として、会社は掲示板撤去も含めて全てやってきた。労働組合として労働協約が無いのに24控除はできない。

会社：そうである。

組合：だから今回の有価証券報告書記載は問題である。

会社：労働協約締結による24控除ではないが、24控除停止申請により、会社として確認できた。今回は会社が判断して記載したことである。

組合：J R 東海労の中でも 2 4 控除に関係のない組合員がいる。
会社：それは O B のことか。
組合：O B 以外にも現職だっている。
会社：会社として裏付けの確認が取れなければ認められない。
組合：組合からの証明があれば認めるのか。
会社：そのようなことだけでは認めることはできない。会社が確認できるもの
がなければダメである。
組合：組合費を納めている方がいる。その方は組合員である。そのような方が
たくさんいるから、組合から会社へは組合員数を申告していく。
会社：申告を受け付けないわけではないが、裏付けが確認できなければならない。
組合：申第 3 号の事の発端は 2 4 控除がない労働組合の組織数を、会社が記載
したことに端を発している。
会社：会社としては確認ができたので、記載の判断をした。これ以上でもこれ
以下でもない。
組合：J R 東海労としては 2 4 に関係のない組合員もいるので、組織数はその
方も含めた数で申告したい。
会社：その都度判断する。
組合：確認できるものを提出する。そもそも組合員か組合員でないのかの判断
は労働組合本体がすべきものである。本来会社が判断すべきものではない。また、
現実を組合が会社へ確認事項を明らかにしたら、弾圧するのは目に見えている。
そうなったら裁判でも何でも立ち上げて闘う。

以 上